

訪問介護ステーション住ま居る 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 YUKA I GOが開設する指定訪問介護事業所「訪問介護ステーション住ま居る」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態(要支援又は事業対象状態)にある利用者に対し、適正な訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業訪問型介護サービス)を提供することを目的とする。

(指定訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス〕運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は事業対象状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護ステーション住ま居る
- 二 所在地 岐阜県多治見市笠原町 2455-41

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤職員1人)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(※ 管理者がサービス提供等を兼務する場合には、その職種を明記し、「管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護サービスの提供に当たるものとする」とする。)

二 サービス提供責任者 2人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護〔予防介護・日常生活総合事業訪問型サービス〕の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画〔介護予防・日常生活総合事業訪問型サービス計画〕の作成等を行う。

三 訪問介護員 常勤換算 2.5人以上

訪問介護員は、訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス〕の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。(ケアプランにより対応可能)
- 二 営業時間 9:00時から17:30時までとする。
(ケアプランにより時間外の対応可能)
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型介護サービス〕の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型介護サービス〕の内容は次のとおりとし、指定訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型介護サービス〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型介護サービス〕が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- 一 身体介護
 - 二 生活援助
- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型介護サービス〕に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- 一 事業の実施地域を越えてから、片道5キロ未満 200円
 - 二 事業の実施地域を越えてから、片道10キロ以上 500円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型介護サービス〕を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業訪問型介護サービス〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける為の窓口を設置し、その対応方法は次の通りとする。

- 1 担当を設置する
- 2 苦情を受けた内容を記録する
- 3 市町村等が行う調査、文書その他物件の提出、質問若しくは照会に応じ、市町村等から指導、助言を受けた場合それに従い必要な改善を行う。
- 4 市町村等から求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、多治見市、土岐市、瑞浪市の区域とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社YUKA IGO役員会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（事業継続計画）

第13条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第14条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、平成27年9月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年5月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年3月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

この規定は、令和4年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年9月24日から施行する。

この規定は、令和7年7月1日から施行する。